

現代多国籍企業の技術管理戦略とMNE理論(1)

關 智 一

目 次

- はじめに
- 第一章 MNE 理論と多国籍企業の技術管理戦略
 - 第一節 企業の多国籍化と「専有可能性の確保」
 - 第二節 MNE 理論と「専有可能性の確保」
 - 第一項 産業組織論アプローチと「専有可能性の確保」
 - 第二項 内部化理論と「専有可能性の確保」
 - 第三節 技術管理戦略理論としての MNE 理論
- 第二章 MNE 理論にみる多国籍企業の特許戦略
 - 第一節 MNE 理論におけるライセンスングの位置付け
 - 第一項 内部化理論におけるライセンスング選択
 - 第二項 MNE 理論におけるライセンスングの位置付け

は じ め に

今日、技術開発・管理の主体として最も大きな役割を占めているのは、多国籍企業 (Multinational Enterprises ; MNE) であると言われている。よって、多国籍企業の技術戦略の歴史やそのメカニズムを理解することは、世界的な技術パラダイムの動向を把握することに等しい。

一般に、多国籍企業の技術戦略と呼ばれるものには、新たに技術を開発する戦略 (技術開発戦略) と、その開発技術を管理し効率的に運用する戦略 (技術管理戦略) の二段階があると考えられている¹⁾。第一段階にあたる技術開発戦略では、マーケティングや研究開発 (Research & Development ; R & D) を

1) 本稿では便宜上、前者を「技術開発戦略」、後者を「技術管理戦略」と名付けているが、どちらも正式名称ではない。例えば、菰田文男氏は、前者を「研究開発

行い、新技術の開発が目指される。そして、第二段階の技術管理戦略では、新たに開発された技術を専有化することで、投下資本（主にR & D費）の回収および利潤極大化が目指される。

このように多国籍企業の技術戦略に対する分析には、いわば二段階の視角が必要とされているのだが、昨今の技術開発戦略分析の着実な深化に比して、技術管理戦略に対する研究の遅れが目立つ²⁾。例えば、従来の多国籍企業の技術管理戦略分析では、特許権による管理手法の実態ばかりが強調され、さらには同戦略の理論体系も特許システムそのものと同一視される傾向が強いものであった³⁾。

しかしながら、技術管理戦略とは、こうした特許戦略だけを意味するものではない。また、現代多国籍企業の技術管理戦略は、より多様化・複雑化する傾向にあり、今日ではこうした誤認が多国籍企業の技術戦略分析全般に対する、大きな障害となりつつある。

本稿では、以上の問題意識から、多国籍企業の技術管理戦略をめぐる理論を改めて整理し直し、新たに最新の情報を組み込むことによって、現時点における同戦略の体系化を行う。また、別稿においては、技術開発戦略に関する考察も行い、本稿の分析と合わせ、最終的に“現代多国籍企業の技術戦略”としての体系化を目指したい。

戦略」、後者を「技術の管理・監視戦略」と位置付けている。菰田文男「アメリカ多国籍企業の技術戦略—技術・情報の国際的ネットワークの確立—」『東亜経済研究』第48巻第1・2号、1981年4月、参照。

- 2) 技術開発戦略に対する理論的研究は多くの蓄積がある。詳しくは、土屋守章稿「技術開発戦略」日本経済新聞社編『現代経営学ガイド』日本経済新聞社、1987年、を参照のこと。
- 3) 斎藤優稿「技術戦略」多国籍企業研究会編『多国籍企業経営戦略の展開』マグロウヒル好学社、1977年、92～106頁、同稿「技術・特許」山崎清・竹田志郎編『テキストブック国際経営』有斐閣、1982年、126～135頁、参照。

第一章 MNE 理論と多国籍企業の技術管理戦略

第一節 企業の多国籍化と「専有可能性の確保」

本稿では、多国籍企業の技術管理戦略の理論的背景として、ハイマー (S. H. Hymer) を始祖とする MNE 理論 (the theory of the MNE) を取り上げている。

そもそも MNE 理論という理論体系は、1950年代から1960年代初期に急増した、米国企業による対外直接投資 (Foreign Direct Investment ; FDI) 分析に端を発している。IMF (International Monetary Fund ; 国際通貨基金) 編纂の *Balance Payments Manual* によると、Direct Investment とは、「投資家 (inventor) が自らの居住する国家以外で活動する企業に対して、永続的な株式取得を通じて行う投資であり、投資家の目的は企業経営への実効的な発言権 (effective voice) を確保することにある⁴⁾」、と定義されている。

よって、FDI を行うことは企業の多国籍化を意味しており、ここから、MNE 理論イコール FDI 理論であるとする関係式が成立する⁵⁾。さらに、MNE 理論において論じられている FDI 分析の内容は、本稿で取り上げた多国

4) International Monetary Fund, (1977), *Balance of Payments Manual : Fourth Edition*, Washington, D. C., p.136. 洞口治夫『日本企業の海外直接投資—アジアへの進出と撤退—』東京大学出版会, 1992年, 13頁。括弧内筆者加筆。

5) 同上, 15頁。

6) 菰田文男氏は、「技術の秘匿」に対する理論的潮流として、「技術占有論」と「多国籍企業論」の存在を挙げている。すなわち、技術管理戦略における専有問題は、MNE 理論と同じ流れにあるとされる。菰田文男『現代国際技術移転論の研究(上)』山口大学経済学会, 1984年, 57~60頁。「技術占有論」に関する文献は以下の通り。K. J. Arrow, (1962), "Economic Welfare and Allocation of Resource for Invention," *The Rate of Direction of Inventive Activity : A Report of National Bureau of Economic Research*, Arno Press. S. P. Magee, (1977), "Information and the Multinational Corporation: An Appropriability Theory of Direct Foreign Investment," J. N. Bhagwati, (ed.), *The New International Economic Order*, Cambridge, Mass. : MIT Press. S. P. Magee, (1981), "The Appropriability Theory of the Multinational Corporation," *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, November.

籍企業の技術管理戦略と密接な関連性を持っている⁶⁾。なぜならば、MNE理論において論じられるFDIの選択目的には、「専有可能性の確保」が掲げられており、これは同時に多国籍企業による技術管理戦略の目的そのものでもあったからである。

「専有可能性」とは、「イノベーションによって社会全体が受ける利益のうち、研究開発投資を行いイノベーションを実現した企業がどの程度、自らの手にすることができるかというその程度のこと⁷⁾」を意味するとされる。そして、「専有可能性の確保」とは、まさに多国籍企業の技術管理戦略の目的にほかならない。

つまり、MNE理論とは、企業が国境を越えた「専有可能性の確保」を目指す場合、最適な対外事業活動（international operations）の選択肢がFDIであることを論じている理論体系なのであり、ここから多国籍企業の技術管理戦略の理論的背景をMNE理論に求めることが可能となると考えられるのである。

技術戦略の観点から見れば、MNE理論には技術開発戦略の要素は含まれていない。これは、同理論が、当時の米国多国籍企業の圧倒的な技術開発力を前提としていたことに起因する。当時のMNE理論にとって、技術開発戦略そのものの必要性は問われておらず、むしろそうした開発技術をどのように管理するかが、同理論における最大の関心事であったと考えられる。

本章ではこうした分析視角から、具体的にMNE理論におけるFDI分析内容と「専有可能性の確保」の相関関係について検証することを行う。代表的なMNE理論として、「産業組織論アプローチ（the industrial organization approach）」と「内部化理論（the internalization theory）」を取り上げ、各理論におけるFDI分析と「専有可能性の確保」の関連性について分析することとしたい。

また、本稿では検証に際して混乱を避けるため、ラグマン（A. M. Rugman）らの先例に倣い、企業特殊な情報（information）・スキル（skill）・技巧

7) 後藤晃・永田晃也（科学技術庁科学技術政策研究所第1研究グループ）「イノベーションの専有可能性と技術機会—サーベイデータによる日米比較研究—」『NISTEP REPORT』No.48, 1997年3月, 16頁。

(technique)・技術 (technology) などを総称して「知識 (knowledge)」と呼び換え、議論の単純化を図ることとしている⁸⁾。さらに、特許権 (Patent Right) などを関連・非関連企業に国境を越えて賃貸する Licensing に関しても、MNE 理論ごとに「技術輸出」、「技術提携」、「ライセンスング」、「ライセンス供与」と日本語訳が様々に異なるため、同様な見地から「ライセンスング」に統一している。

第二節 MNE 理論と「専有可能性の確保」

第一項 産業組織論アプローチと「専有可能性の確保」

1950年代から米国企業を中心に急増した FDI は、従来の利率に規定された証券投資理論 (the theory of portfolio investment) では説明がつかず、この新たな実体経済の動きを有効に説明し得る理論の構築が切望されていた。この当時、企業がグローバル化を目指す傾向は、市場拡大による利潤極大化への動きとして認識されていたが、その進出形態をめぐっては“輸出”や“ライセンスング”が一般的であるとされていた。

ハイマーは、企業が FDI を行う最大の理由を、当該企業の所有する「優位性 (advantages)」の存在に求め、さらにこうした「優位性」を国際的に「支配 (control)」することが、対外事業活動での利潤極大化を可能とすると論じた⁹⁾。このハイマーの主張は、後にキンドルバーガー (C.P.Kindleberger) や ケイビス (R.E.Caves) らによって精緻化され¹⁰⁾、今日では一般に「産業組織

-
- 8) A. M. Rugman, D. J. Lecraw and Booth, L. D., (1985), *International Business*, McGraw-Hill, Inc. New York, p.104. (中島潤・安室憲一・江夏健一監訳/多国籍企業研究会訳『インターナショナルビジネス(上)』マグローヒル, 1987年, 135頁)。
 9) S. H. Hymer, (1976), *The International Operations of National Firms: A Study of Direct Foreign Investment*, The MIT Press, Chapter 1-3. (宮崎義一編訳『多国籍企業論』岩波書店, 1979年, 第I部「一」～「三」)。
 10) C. P. Kindleberger, (1969), *American Business Abroad; Six Lectures on Direct Investment*, Yale University. (小沼敏監訳『国際化経済の論理』ぺりかん社, 1970年), R. E. Caves, (1971), "International Corporations: The Industrial Economics of Foreign Investment," *Economica*, Vol.38. (季刊現代経済編集部訳「国際企業-対外投資の産業経済学」『季刊現代経済』日本経済新聞社, 1972年9月)。

論アプローチ」として、総称化されている。これは、ハイマーが「優位性」の概念を、ベイン (B. S. Bain) の『産業組織論』における「既存企業の新規参入企業に対して保持する優位性」に求めていたことに由来している¹¹⁾ (表1参照)。また、キンドルバーガーは、ハイマーの「優位性」の概念を継承し、独自に「独占的優位性 (monopolistic advantage)」を提示している¹²⁾。

表1 既存企業の優位性とそれらの発生原因に関するベインの総括表

-
- I 既存企業に絶対的なコスト優位性を生ぜしめる典型的な原因。
- ① 特許としてか、あるいは企業秘密としてかいずれの方法で、既存企業が生産技術を支配していること。(このような支配によって、新規参入者は、最適技術を手に入れることが不可能となるか、さもなければ、その技術使用のために差別的な特許料を支払わされることになる。)
 - ② 既存企業にだけ低廉な購入価格を許容する生産要素市場(たとえば労働市場、原料市場等)の不完全性、新規参入者に供給されることを禁止した既存企業による戦略物資供給(たとえば資源)の所有と支配、その結果、新規参入者は戦略物資供給において劣位におかれるか、その代償に差別的な高価格を要求されることになる。
 - ③ 効率的な新規参入企業による需要に対する生産要素の供給を、指定市場あるいは部分市場の範囲に限定すること。このため新規参入が増大することによって目に見えて要素価格は上昇することになる。
 - ④ 既存企業より潜在的な新規参入者に高い利子率を課すような資金市場状態。(このような状態は、明らかに効率的な企業に対する絶対的な資本必要量の増加につれて、既存企業に対する優位性の源泉として有効に作用するものと思われる。)
- II 既存企業に生産物差別を生ぜしめる典型的な原因
- ① 既存の商標と会社周知度に対する買手積年の選り好み。ただし、狭い少数の買手間に限られたものを除く一般的なものの。
 - ② 既存企業が特許によって製品デザインの優位性を支配すること。それによって新規参入者を排除するか、差別的な特許料を課すことが可能となる。
-

11) Hymer, (1976), *op. cit.*, p.42. (邦訳, 37頁)。また、カントウェルは、より「支配」概念を強調し、「市場支配アプローチ (market power approach)」と呼び換えている。J. Cantwell, (1991), "A survey of theories of international production," in C. N. Pitelis & Sugden, R., (eds.), *The Nature of the Transnational Firms*, Routledge, pp.19-23. 南昭二「S. H. ハイマーの対外直接投資理論の研究」『関西学院大学産研論集』第21号, 1994年3月, 3頁。

12) Kindleberger, (1969), *op. cit.*, p.14. (邦訳, 29頁)。また、キンドルバーガーの提示した「独占的優位性」の「独占的」という修飾語については、我が国において過去に論争がある。詳しくは、洞口, 前掲書, 東京大学出版会, 1992年, 第1章, を参照されたい。

- ③ 既存企業が有利な販路を所有し、契約の上で支配すること。その場合には、それ以上の販路への供給は、完全弾力的ではなくなる。
- Ⅲ 大規模企業の利益を持続させることによって新規参入を断念せしめる典型的な原因。
- ① 最適企業が市場のかなり大きい占有率をもつような大量生産と大量配給に伴う実質上の利益。(それは産出料一単位当り生産要素量で限定される。)
- ② 上と同様の効果をもつ大量生産に伴う厳密に金銭上の利益。(たとえば大規模な買手の大きな交渉力による利益のように貨幣上の利益に限られる。)
- ③ 上と同様の効果をもつ大規模な広告その他の販売促進策による実質上または金銭上の利益。

(原資料) J.S.Bain, (1956), *Barriers to New Competition*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, pp.15-16.

(出所) S.H.Hymer, (1976), *The International Operations of National Firms : A Study of Direct Foreign Investment*, The MIT Press, pp.44-45. (宮崎義一編訳『多国籍企業論』岩波書店, 1979年, 36~37頁)。

ある企業が競合他社には無い「優位性」を所有しているとしよう。では、この「優位性」を行使することによって外国市場での利潤獲得を目指す場合、どのような進出形態を選択すべきか。産業組織論アプローチでは、この問いに対する解答として FDI を挙げるわけだが、ここにその理由として「支配」という概念が登場することとなる。では、この「支配」という概念とは、一体どのようなものか。

「外国企業に対する支配は、その当該外国企業とその他の国の企業との間の競争を排除する目的のために必要とされる。もしくは、一定の技術と一定の能力に対する報酬を完全に掌握する目的のために、支配が必要とされる¹³⁾。」

つまり、産業組織論アプローチにおける「支配」とは、企業自身が所有する「優位性」、すなわち技術や能力といった「知識」から得られる「報酬を完全に掌握する (appropriate fully the returns)」ことを意味している。これはま

13) Hymer, (1976), *op. cit.*, p.25. (邦訳, 20~21頁)。一般に、ハイマー理論における「支配の目的」に対する説明としては、「競争の排除」に関する部分が強調され、本稿で取り上げた「専有可能性の確保」の側面についての言及は、ほとんど存在しない。例えば、長谷川信次稿「多国籍企業の諸理論」江夏健一・首藤信彦編著『多国籍企業論』八千代出版, 1993年, 50~53頁, 江夏健一・米澤聡士『ワークブック国際ビジネス』文真堂, 1998年, 83頁, を参照のこと。

さに、「専有可能性の確保」を意味している。そして、この「専有可能性の確保」こそが、産業組織論アプローチにおける FDI の選択理由の一つにほかならない。では、何故に輸出やライセンスは、「優位性」の「支配」を実現できないと解されているのであろうか。

ハイマーは、企業が輸出やライセンス¹⁴⁾ではなく FDI を選択する理由として、「市場の不完全性」の存在を指摘している¹⁵⁾。ハイマーによると、輸出やライセンスを行う場である市場（外部市場、正規市場）は、「優位性を利用する方法として劣位のもの」、であるという¹⁶⁾。つまり、実際の市場は資源配分の「パレート最適」を実現し得ず、そのため「優位性」の公正な取引の場として適さないというのである。

ハイマーは、「優位性の保持者をしてみずからの優位性のために市場を捨てさせる気持ちに導くもの」の存在として、①市場の非純粋性、②取引先との評価のくいちがい、③契約条件の変化、④優位性が失われる危険性、を挙げている¹⁷⁾。ここからハイマーは、こうした様々な「市場の不完全性」を克服するための「制度上の工夫」として、内部市場の創設を可能とする「企業」の存在に注目する。ハイマーにとって、「企業」とは、「市場を内部化し、市場にとってかわるもの」であり、その組織は唯一の“完全競争市場”の場であるとされた¹⁸⁾。

「企業は、またみずから外国での生産を企てるかわりに、その技術を賃貸したり、販売することができる。企業がどの方法を選ぶかは、その技術に対する市場の不完全性の度合いに大いに依存している。もし、市場が不完全である

14) ハイマーは、ライセンス（技術提携）について、「特許、製法、技術、賃貸し設備およびその他著作権や商標のような技術財産および特許財産を供給するすべての契約」である、と説明している。Hymer, (1976), *op. cit.*, p.55. (邦訳, 46頁)。

15) *Ibid.*, p.27, 48. (邦訳, 22, 40頁)。

16) *Ibid.*, p.48. (邦訳, 40頁)。

17) *Ibid.*, pp.49-51. (邦訳, 41-43頁)。つまり、市場を介し、輸出やライセンスによって「優位性」を取引しようとするならば、技術提携先企業の新たな技術開発を誘発する危険性や、顧客データといった「営業秘密 (trade secret)」の漏洩の危険性が生まれるというのである。

18) *Ibid.*, p.48. (邦訳, 40頁)。

ならば、その技術の使用を支配しない限り、その能力に対する報酬を完全に掌握することはできないかもしれない¹⁹⁾。」

つまり、産業組織論アプローチでは、ライセンスの可能性について触れていながらも、やはり「優位性」を自らの企業内だけで「使用」すること、すなわち FDI (= 海外での完全所有子会社設立) という進出形態こそが、「市場の不完全性」を回避し、国境を越えた「知識」の「支配」= 「専有可能性の確保」を最適に実現し得る選択肢であると主張しているのである。

ここに我々は、産業組織論アプローチと「専有可能性の確保」との理論的接点を確認することができる。

第二項 内部化理論と「専有可能性の確保」

コース (R.H.Coase) は、市場取引にかかる費用と企業との関係を、次のように表現した。

「生産は個人間の契約という手段によってまったく分権化した方法でなされるが、その生産物の取引に入るや、なんらかの程度の費用が発生する。そのため、市場を通じて取引を実行するための費用にくらべて、それが少ない費用ですむときには、市場でなされていた取引を組織化するために企業が生まれるのである。企業の規模の限界がどこで画されるかといえば、それは、取引を組織化する費用が、それを市場を通じて実行する場合の費用と等しくなるところである。このことが、企業が何を買い、生産し、販売するかを決定するのである²⁰⁾。」

この「コース定理」の流れを受け、マクマナス (J. C. McManus)²¹⁾によっ

19) *Ibid.*, p. 26. (邦訳, 21頁)。

20) R. H. Coase, (1988), *The Firm, The Market, and The Law*, The University of Chicago Press, Chicago and London, p. 7. (宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳『企業・市場・法』東洋経済新報社, 1992年, 9頁)。

21) J. C. McManus, (1972), "The Theory of the International Firm," in Gilles Paquet, (ed.), *The Multinational Firm and the Nation State*, Toronto, Collier-Macmillan.

て提示された「内部化理論」は、その後の理論展開によって、厳密には二つの学派に分けることができるとされる。すなわち、英国レディング大学を研究の中心とする「レディング (Reading) 学派」と、米国の取引コスト経済学の影響を受ける「取引コスト (transaction costs) 学派」の二学派である²²⁾。

代表的な論者には、「レディング学派」として、バックレー=カソン (P. J. Buckley and M. Casson), ラグマン, ダニング (J. H. Dunning) らがおり²³⁾、「取引コスト学派」としては、ウィリアムソン (O. E. Williamson), ティース (D. J. Teece), ヘナート (J-F. Hennart) らの名が挙げられる²⁴⁾。また、産業組織論アプローチに括られていた前出のケイビスも、1980年代に入って、内部化理論 (レディング学派) への転向を果たしている²⁵⁾。

- 22) 長谷川, 前掲稿, 江夏・首藤編著, 前掲書, 八千代出版, 1993年, 56~59頁。
- 23) P. J. Buckley and Casson, M., (1976), *The Future of the Multinational Enterprise*, London & Basingstoke: Macmillan. (清水隆雄訳『多国籍企業の将来』文真堂, 1993年)。A. M. Rugman, (1981), *Inside the Multinationals: the Economics of Internal Markets*, London: Croom Helm, and New York, Columbia University Press. (江夏健一訳『多国籍企業と内部化理論』ミネルヴァ書房, 1983年)。J. H. Dunning, (1981), *International Production and the Multinational Enterprise*, London, George Allen and Unwin. また, ダニングの理論は, 「折衷理論 (eclectic theory)」として一般に分類されている。J. H. Dunning, (1979), "Explaining Changing Patterns of International Production: In Defense of the Eclectic Theory," *Oxford Bulletin of Economics and Statistics*, Vol.41, No.4.
- 24) O. E. Williamson, (1975), *Markets and Hierarchies: Analysis and Antitrust Implications*, New York: Free Press. (浅沼万里・岩崎晃訳『市場と企業組織』日本評論社, 1980年), O. E. Williamson, (1985), *The Economic Institutions of Capitalism*, New York: Free Press. D. J. Teece, (1986), "Transactions Cost Economics and the Multinational Enterprise: an Assessment," *Journal of Economic Behavior and Organization*, No.7. J-F. Hennart, (1986), "What is Internalization?," *Weltwirtschaftliches Archiv*, No.122 (4). J-F. Hennart, (1988), "A Transaction Costs Theory of Equity Joint Ventures," *Strategic Management Journal*, No.9.
- 25) A. M. Rugman, (1986), "New Theories of The Multinational Enterprise: An Assessment of Internalization Theory," *Bulletin of Economic Research*, Vol. 38, No.2, p.102. (板垣隆雄訳「多国籍企業の新理論: 内部化理論の評価」『神戸学院経済学論集』第18巻第3号, 1986年12月, 182頁)。内部化理論への転向を明らかにしたものとした著作としては, R. E. Caves, (1982), *Multinational enterprise and economic analysis*, Cambridge University Press. (岡本康雄・周佐喜和・長瀬勝彦・姉川知史・白石弘幸共訳『多国籍企業と経済分析』千倉書房, 1992年), が

長谷川信次氏によると、両学派はともに、「市場の不完全性を国際移転される財・サービスの特性が発生させる取引コストに置き換え、多国籍企業を不完全な国際市場に代わって効率的な取引を実現させる手段とみなす点で、共通している」とされるものの、「市場の不完全性が取引コストを形成するメカニズム」や「内部化の意味」といったいくつかの点で、明らかな相違も見られるという²⁶⁾。しかし、本稿ではバックレー＝カソン、ラグマンといった、レディング学派の提唱する内部化理論に的を絞り、ここから多国籍企業の技術管理戦略との理論的接点を探ることとする。

では、内部化理論の内容とは、一体どのようなものであろうか。長谷川氏によると、内部化理論の理論展開は、以下のようにまとめることができるとされる²⁷⁾。

- ① 市場の不完全性は取引の対象となる財・サービスの特性によって生み出される。典型的には、中間財や知識・情報に関して市場は高度に不完全となる。
- ② 不完全市場の利用にかかる取引コストは、取引を企業内に内部化することで回避できる。これが内部化の利益である。
- ③ しかし内部化にも費用がかかる。したがって、内部化のコスト（費用）とベネフィット（利益）が限界的に一致するまで、企業は取引を内部化しようとする。
- ④ 内部化行動が国境にまたがって行われるときに、企業は多国籍化する。

ある。また、内部化理論学派には含まれていないが、ストップフォードらも技術市場の内部化について言及している。J. M. Stopford & Wells, Jr., L. T., (1972), *Managing the Multinational Enterprise : Organization of the Firm and Ownership of the Subsidiaries*, New York : Basic Books, pp.119-124. (山崎清訳『多国籍企業の組織と所有政策—グローバル構造を超えて』ダイヤモンド社, 1978年, 179~186頁)。

- 26) 長谷川信次稿「多国籍企業の内部化理論」『世界経済評論』Vol.33, No.10, 1989年10月号, 44頁。詳しくは、同稿, 44~51頁, を参照のこと。
- 27) 同上, 44頁。一部筆者加筆。

- ⑤ 多国籍企業は利潤追求を目的としながらも、不完全市場に代替する効率的な取引手段として積極的に正当化される。

つまり、中間財取引において発生する、様々な「市場の不完全性」を回避するために、企業は市場を内部化する、すなわち FDI を行う、と内部化理論は論じているのである²⁸⁾。そして、内部化理論は、内部化にもコストとベネフィットが存在することを明らかにし、そこから FDI の規模といった、より精密な FDI 分析視角の提供を可能としたのである。この点は、産業組織論アプローチには存在しなかった新たな分析視角であり、ここに内部化理論の進歩性が認められる²⁹⁾。

- 28) 「市場の不完全性」に対する見解は、産業組織論アプローチ、内部化理論ともほぼ共通していると言える。しかし、内部化理論では、積極的に産業組織論アプローチの論理的矛盾を明らかにすることで、自らの理論の正当性を主張している。例えば、バックレー＝カソンは、産業組織論アプローチの理論展開が「優位性」を「与件 (given)」として取り扱っている点に注目し、「優位性」を「たなほた式の利得 (windfall gains)」や「天国からのマナ (manna from Heaven)」として捉える分析視角が、その存在を過大評価させていることを批判している。Buckley and Casson, (1976), *op. cit.*, pp. 68-69. (邦訳, 74~75頁)。また、内部化理論による産業組織論アプローチの代表的な論文としては、J.H. Dunning & Rugman, A. M., (1985), "The Influence of Hymer's Dissertation on the Theory of Foreign Direct Investment," *The American Economic Review*, Vol. 75, No. 2., がある。そして、同論文に依拠した我が国の研究としては、日高克平「多国籍企業理論における新潮流—内部化理論を中心に—」『商学論纂』(中央大学商学研究会) 第29巻第2号, 1987年9月, 同「ハイマー理論の再検討—初期ハイマー理論に対する内部化理論からの批判を中心に—」『商学論纂』(中央大学商学研究会) 第34巻第4号, 1993年2月, 南, 前掲論文, 1994年3月, がある。一方、洞口氏は、こうした内部化理論による批判に対し、ハイマーが「取引費用理論の先駆者」であるとする視点から「反批判」を展開している。洞口, 前掲書, 東京大学出版会, 1992年, 第1章。また、長谷川信次氏も、ハイマーと取引コスト概念の密接な関係について言及している。長谷川, 前掲稿, 江夏・首藤編著, 前掲書, 八千代出版, 1993年, 52~53頁。
- 29) 確かに、企業行動分析としての内部化理論には、産業組織論アプローチにはない進歩性が認められる。しかし一方で、以下のような理論的後退の側面も指摘されている。「……即ち、Hymer 仮説が産業組織論を国際的に適用し、多国籍企業の巨大性が市場構造を歪めさらに多国籍企業による世界経済の組織化の進行という独自の世界経済体制論を構築していったのに対して、内部化理論はあくまでも

しかし、FDI 分析としての精度をより高めた内部化理論においても、産業組織論アプローチと同様に内部化の理由として、「知識」の「専有可能性の確保」を挙げていることに変わりはない。

ラグマンは、企業の「内部化の理由」として、自然的・非自然的な市場不完全性の存在により(表2参照)、独自に開発した「知識」に対する投資収益を「専有化」することが困難であること、すなわち「知識の消散リスク (risk of dissipation)」の存在を指摘している。この「リスク」の存在は、前述の通り、産業組織論アプローチのハイマーも同様に指摘している。「知識」に対する価格設定は、「知識」が「公共財 (Public good)」であるがゆえに、外部市場では効率的に行われぬ。よって、この「公共財」を「私的財 (Private goods)」とする行為が内部化にはかならない、とラグマンは主張する³⁰⁾(表3参照)。

「……知識に対して所有権を割り当てる1つの方法が、内部化によるものである。内部化によって企業内に市場を創設することが、企業が自ら生み出した知識を専有する (Appropriate) ことを可能ならしめるのであって、さもなくば知識

個別企業の行動様式に問題関心を限定させ、企業一般が世界経済を含む環境一般にどのように対応していくかを理論的に展開した。このことによって内部化理論は企業論として理論精緻化・体系化していくとともに本来、多国籍企業論が検討すべき世界経済体制論的領域を切り捨てていったといえる。」津守貴之「グローバル競争戦略論の展開—多国籍企業論の新動向—」『経済学研究』(九州大学経済学会)第56巻第3号、1990年8月、157頁。

- 30) Rugman, Lecraw and Booth, (1985), *op.cit.*, pp.105-107. (邦訳, 136~138頁)。こうした分析視角の先例としては、H. G. Johnson, (1970), "The Efficiency and Welfare Implications of the International Corporation; A Symposium," in C.P. Kindleberger, (ed.), *The International Corporation*, Cambridge, Mass.: MIT Press, p.36. (ハリー G. ジョンソン稿「国際企業の効率と公正」藤原武平太・和田和訳『多国籍企業—その理論と行動』日本生産性本部, 1971年, 36頁), がある。また、科学的知識や技術といった「知識」は、通常の財と異なった二つの特徴、すなわち、①消費の非競合性、②排除可能性の低さ、を有しているとされる。長岡貞男・平尾由紀子『産業組織の経済学—基礎と応用』日本評論社, 1998年, 171~173頁。さらに、高度情報化社会における代表的な「知識」である「情報財」の特徴は、①容易に1つの媒体から別の媒体への記録または複製が可能であること、②複製を行うのに元の財の生産に投入されたほどの資源量は必要としないこと、③複製の価値は元の財と比較して差がないこと、の3つであるとされる。廣松毅・大平号声『情報経済のマクロ分析』東洋経済新報社, 1990年, 27頁。

表2 内部化の理由

自然的な市場不完全性	非自然的な市場不完全性
公共財に関する価格設定： 例えば知識	政府規制： 例えば、関税、外国為替管理、FDI規制
取引コスト： 買手の不完全性 品質管理 契約締結の困難性	

これら、自然的な市場不完全性と非自然的な市場不完全性の両者が、MNEの内部化行動を誘発する。

(出所) A. M. Rugman, D. J. Lecraw and Booth, L. D., (1985), *International Business*, McGraw-Hill, Inc. New York, p.104. (中島潤・安室憲一・江夏健一監訳/多国籍企業研究会訳『インターナショナルビジネス(上)』マグローヒル, 1987年, 134頁)。

表3 公共財とは何か

定義

ある一人がその財を消費することによって、その他の当事者の消費が妨げられないこと

例

知識、灯台の光、道、橋

どのような場合に、これらは私的財となるか

所有権が確立し、外部性が克服される場合

リングの例のように、私的財のみが通常の市場において価格設定されうる。知識のような公共財は外部性の一例であり、その場合、市場メカニズムによる価格設定が行われない。その代わりに、知識に対する所有権を保持することによってのみ、企業は、知識における私的投資に対する報酬を受け取ることが可能となる。すなわち、企業は収益を専有化し、公共財である知識の自然的外部性を克服することができるのである。

(出所) *ibid.*, p.106. (邦訳, 136頁)。

は失われてしまうであろう。もし企業の自助努力によって生み出された知識からの利益を企業が専有できないとしたら、その知識を生み出すために必要なコストを負担することが不可能となり、したがって製品・製造工程・情報・技術・スキルにおける新知識を開発する動機は、もはや存在しないであろう³¹⁾。」

ところが、ダニング&ラグマンによると、この「専有可能性の確保」の理解に関して、産業組織論アプローチと内部化理論では、大きな見解の相違が存在している

31) Rugman, Lecraw and Booth, (1985), *op. cit.*, p.107. (邦訳, 138頁)。また、Rugman, (1981), *op. cit.*, pp.29-30. (邦訳, 10~11頁), も参照のこと。

という³²⁾。すなわち、産業組織論アプローチが多国籍企業の目的を、内部化による「専有可能性の確保」によって「市場の不完全性」を回避したことを受けて、さらにその「知識」の価格や産出量を恣意的に規制し、その所有から投資費用の回収のみならず超過利潤 (rents) の獲得を目指すことにあるとしているのに対し、内部化理論では、内部化による「専有可能性の確保」は、単に「知識の消散リスク」の回避の行為に過ぎず、そこには「何らの超過利潤も期待されていない」、のだというのである³³⁾。

しかしながら、MNE 理論を代表する両理論が、「専有可能性の確保」とい

- 32) つまり、内部化理論では、企業は「市場の不完全性」のいわば「被害者」であり、内部化のプロセス、すなわち内部市場の組織化は、まさに外部市場で失われた効率を改善 (修復) する作業にほかならない、と解されているのである。Dunning & Rugman, (1985), *op. cit.*, p. 229., 日高, 前掲論文, 1993年2月, 224頁。さらに、多国籍企業は、自らの事業活動における取引コストを節約するだけでなく、円滑な国際貿易の機能を回復させ、分業と貿易の利益拡大によって世界全体の資源配分の効率性を高め、世界経済の発展に貢献する存在として正当化される。長谷川, 前掲稿, 『世界経済評論』 Vol. 33, No. 10, 1989年10月号, 43頁。ダニング&ラグマンは、産業組織論アプローチの理論展開の中に、内部化によって効率を取り戻した多国籍企業が「専有可能性の確保」を維持することで市場独占を目指し、その結果として多国籍企業自らが「市場の不完全性」の「創造者」、「加害者」となるメカニズムを見出しているのである。つまり、産業組織論アプローチでは、多国籍企業は「優位性」を永続化させることで参入障壁を高め、資源配分を攪乱し、「知識」の集中と独占を図る主体として描かれているというのである。Rugman, (1981), *op. cit.*, pp. 50-51. (邦訳, 36~37頁), Dunning & Rugman, (1985), *op. cit.*, p. 229., 日高, 前掲論文, 1987年9月, 204~214頁, 同, 前掲論文, 1993年2月, 225~227頁。この問題に対して、カントウェルは、内部化理論における内部化プロセスの目的が、「中間生産物市場 (intermediate product markets)」の効率的な取引を通じての利潤極大化にあること、一方、産業組織論アプローチ (market power approach) の場合は、「最終製品市場 (final product markets)」における市場支配による利潤極大化にあることを指摘し、両理論の分析対象の違いを明らかにしている。Cantwell, (1991), *op. cit.*, pp. 44-52. 南昭二「内部化理論の研究」『関西学院大学産研論集』第22号, 1995年3月, 16~17, 20頁。
- 33) しかしながら、内部化理論における多国籍企業の「超過利潤」の位置付けに関しては、理論的矛盾が多いとされる。例えば、ラグマンらは、多国籍企業が超過利潤 (rent) を獲得している事実を認めながらも、内部市場を運営する通常経営管理コスト等によって相殺され、実質的には超過利潤を獲得していない、と論じている。Rugman, Lecraw and Booth, (1985), *op. cit.*, pp. 137-145. (邦訳, 171~189頁)。しかし、ラグマンは、別の著作の中で、多国籍企業を「究極的には、

うテーマの下で共通性を持ち、理論的な連続性を指摘することが可能であるということは興味深い事実である。なぜならば、内部化理論にとって、国境を越えた「知識」の「専有可能性の確保」は、その「知識」に対する所有権を企業内に保持すること、すなわち内部化を行うことによって実現し得るとされているからである。そして、こうした内部市場の利用は、やはり完全所有子会社の設立によるFDIによって最適に実現されることとなる。

つまり、内部化理論も産業組織論アプローチ同様に、その理論展開の中に「専有可能性の確保」という視点が内包されており、その相関関係を指摘することができるのである。

第三節 技術管理戦略理論としてのMNE理論

本章の考察から、次の3点を確認することが可能であると思われる。

すなわち、①「専有可能性の確保」というテーマの下で、MNE理論は連続した理論体系にあること、②「専有可能性の確保」の最適な実現方法として、MNE理論は一様に“内部化”を主張していること、③具体的な“内部化”の実現手段としては、FDIが最適な選択肢として挙げられていること、の3点である。

つまり、MNE理論を“多国籍企業の技術管理戦略理論”として読み替えるならば、MNE理論では「専有可能性の確保」の実現手段として“内部化”、すなわちFDIを最適な選択肢であると結論付けていることになる。

しかし、多国籍企業の技術管理戦略に対する一般的な認識は、必ずしもこうした理論展開に合致していない。すなわち、既存の技術管理戦略研究においては、「専有可能性の確保」の実現手段として、いわゆる“知的財産権戦略

経済的生き物」であると論じ、その「超過利潤」の追求姿勢を容認している。Rugman, (1981), *op. cit.*, p.32. (邦訳, 14~15頁)。こうした内部化理論の理論的矛盾については、小島清稿「多国籍企業の内部化理論」池間誠・池本清編『国際貿易・生産論の新展開』文眞堂, 1990年, 203~246頁, において詳しく考察されているので参照されたい。

(Intellectual Property Strategy)”を第一に挙げているという事実が存在しているからである。なかでも、その中心となっていたのは、“特許戦略 (Patent Strategy)”であった³⁴⁾。

「自動車、電機、石油化学などを含む近代大型工業は、技術集約的で、そのほとんどが多国籍企業化している。多国籍企業間では、いずれも資本調達能力は大きく、国際競争を決定するのは技術であるから、全体の経営戦略の中でも技術戦略は、長期的には中心的な役割を果たしている。ここで経営戦略として用いられる技術は、もちろん特許技術が中心である。新技術は特許をとってはじめて所有権・占有権である特許権が認められ、法律的に保護され、それに基づいて商品化されて売買が可能となる。開発した新技術を誰が所有し、それをどう使うかは企業の重要な特許戦略となる³⁵⁾。」

つまり、今日の技術管理戦略研究では、多国籍企業が「専有可能性の確保」の実現手段として、“内部化 (= FDI)”よりも“外部化 (= 特許戦略)”を志向しつつあることを強調しているのである。

そして、この事実は、これまでの MNE 理論を根底から否定することにつながる。なぜならば、前節で考察してきた MNE 理論とは、実質的に外部市場における取引活動（輸出・ライセンス）を否定し、内部市場における取引活動（FDI）を支持することによって成立する理論体系だからである。つまり、従来の MNE 理論では、その理論展開において、今日の「専有可能性の確保」に対する最適な実現手段の一つとされる“特許戦略”を組み込むことが不可能とされているのである。

前述の通り、多国籍企業の技術管理戦略は、特許戦略のみを指すものではない。しかし、同戦略の一つとして特許戦略が存在していることは紛れもない事実であり、にもかかわらず、同戦略理論としての性格を有する MNE 理論が特

34) この他にも、商標戦略、意匠戦略、著作権戦略、ノウハウ戦略、等の様々な知的財産権戦略が存在していると考えられている。

35) 斎藤、前掲稿、山崎・竹田編、前掲書、有斐閣、1982年、128頁。

許戦略の存在およびその効力を否定していることは、大きな矛盾点であると見えよう。

では、MNE理論では、こうした多国籍企業の特許戦略の存在について、どのような説明を行っているのであろうか。次章では、MNE理論における特許戦略否定の背景について、詳しい考察を行う。

第二章 MNE理論にみる多国籍企業の特許戦略

第一節 MNE理論におけるライセンスの位置付け

第一項 内部化理論におけるライセンス選択

内部化理論の最大の特徴は、同理論が、従来の「市場の不完全性」を意味する外部市場における取引コストだけでなく、新たに内部市場における取引コストを想定している点にあるとされる。この新たな分析視角によって、内部化理論は、企業の外国市場参入方式のパターン化を実現した。これが、内部化理論の「選択問題（輸出、FDI、ライセンスの選択）」である³⁶⁾。

「選択問題」に関しては、バックレー＝カソン、ラグマン、ダニングといった多くの内部化理論論者が言及を行っている³⁷⁾。本節では、なかでもラグマンの分析を中心に取り上げることとする。そして、このラグマンの分析をもと

36) 「選択問題」という名称は一般化されたものではない。「選択問題」という名称については、金網基志「企業のグローバル化に関する理論とその展望」『立教経済学論叢』第45・46号、1995年3月、を参考とした。

37) P. J. Buckley and Casson, M. (1981), "The Optimal of a Foreign Direct Investment," *Economic Journal*, No. 91, pp.75-87., Rugman, (1981), *op. cit.*, Chapter 3. (邦訳, 第3章), Rugman, Lecraw and Booth, (1985), *op. cit.*, Chapter 6. (邦訳, 第6章), J. H. Dunning, (1981), "Explaining Outward Direct Investment of Developing Countries: In Support of the Eclectic Theory of International Production," in K.Kumar and McLeod. M. G., (eds.), *Multinationals from Developing Countries*, Lexington, pp.1-22. また、三者の「選択問題」における分析視角の違いについては、金網, 前掲論文, 1995年3月, 12~22頁, を参照されたい。

に、MNE 理論（内部化理論）におけるライセンスングの位置付けについて考察することを行う。

正確には、ライセンスングと特許戦略は同一ではない。しかしながら、ライセンスングの対象となる「知識」は、その多くが知的財産権化（本稿では特許権化）されているため³⁸⁾、MNE 理論において論じられているライセンスングを、今日での知的財産権戦略（本稿では特許戦略）として捉え直すことは可能である。よって、本節での「選択問題」も、その分析対象を、従来の「輸出、FDI、ライセンスング」から「輸出、FDI、特許戦略」へと置き換えることで、新たに“内部化理論における特許戦略の位置付け”について考察することが可能となると思われる。

外部市場には「知識の消散リスク」があり、それを回避するために企業は FDI によって国際的に完全所有子会社を設立、すなわち多国籍企業化することで新たに内部市場を創設し、取引を内部で処理することを行う。これが内部化理論の骨子であった。よって、内部市場を創設しているにもかかわらず、あえて多国籍企業が「知識」の取引の場として外部市場を利用する戦略、すなわち特許戦略を選択することは、内部化理論では当然否定されるべき対象となる。

しかし、内部化理論では、多国籍企業によるライセンスング選択の可能性が完全に否定されていたわけではない。内部化理論では、内部化のコストとベネフィットの計算から、最適な対外事業活動の進出形態が選択されるとしている。

例えば、ラグマンは、ハーシュ (S. Hirsch)、アグモン & ハーシュ (T. Agmon & S. Hirsch) らの分析に依拠し、独自に「参入方式の選択に関する変数」を定義することにより、「選択問題」を「関係式」によって説明すること

38) 例えば、アリバーは、「知識は特許の中に体现されている (knowledge is embodied in the patent)」として、ライセンスングの対象を特許権に限定している。括弧内筆者加筆。R. Z. Aliber, (1970), "A Theory of Direct Foreign Investment," in Kindleberger, (ed.), *op. cit.*, p.22. (ロバート Z. アリバー稿「対外直接投資に関する一理論」藤原・和田共訳、前掲邦訳、日本生産性本部、1971年、22頁)。この点に関しては、多国籍企業研究委員会編『多国籍企業論の系譜と展望』社団法人世界経済研究協会、1972年8月、45～49頁、を参考とした。

を試みている³⁹⁾ (表4参照)。

この関係式を見る限り、ラグマンは、決して多国籍企業のライセンスの選択を否定していないことがわかる。さらに、ラグマンは、「純現在価値法 (The Net Present Value Method)」によって、多国籍企業が「コスト最小化戦略」を行う場合には、まず輸出、次に FDI、そして最後にライセンス、

表4 ラグマンの「選択問題」

〈参入方式の選択に関する変数〉

国家特殊のコスト

C = 本国での財の通常生産コスト (本国での総生産関数)。

C^* = 受入国となる外国での財の通常生産コスト (外国での総生産関数)。

特別コスト

M^* = 輸出マーケティング・コスト。保険、輸送、関税を含む (ただし時間的経過とともに後半では、 M^* の定義は情報コストのみとなる)。

A^* = 多国籍企業が外国の中で事業を営むことに伴う追加的コスト。環境・文化・政治的コストが主。

D^* = 知識消散コスト。ライセンスによって企業特殊の優位性を損なうリスクと関連 (売上高喪失リスクおよびライセンス協定実施に伴うコスト)。

〈関係式〉

$C + M^* < C^* + A^*$ (FDI よりも輸出の方が安価) かつ $C + M^* < C^* + D^*$ (ライセンスよりも輸出の方が安価) ならば輸出を行う。

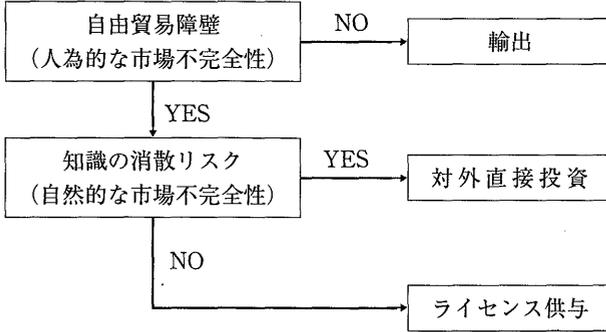
$C^* + A^* < C + M^*$ (輸出よりも FDI の方が安価) かつ $C^* + A^* < C^* + D^*$ (ライセンスよりも FDI の方が安価) ならば FDI を行う。

$C^* + D^* < C^* + A^*$ (FDI よりもライセンスの方が安価) かつ $C^* + D^* < C + M^*$ (輸出よりもライセンスの方が安価) ならばライセンスを行う。

(出所) A. M. Rugman, (1981), *Inside the Multinationals: the Economics of Internal Markets*, London: Croom Helm, and New York, Columbia University Press, pp. 54-55. (江夏健一訳『多国籍企業と内部化理論』ミネルヴァ書房, 1983年, 40~41頁), Rugman, C, Lecraw and Booth, (1985), *op. cit.*, pp.122-123. (邦訳, 160~161頁), より筆者作成。

39) Rugman, (1981), *op. cit.*, pp. 54-55. (邦訳, 40~41頁), Rugman, Lecraw and Booth, (1985), *op. cit.*, pp. 122-125. (邦訳, 160~163頁)。ハーシュ, アグモン = ハーシュの文献は, 以下の通り。S. Hirsch, (1976), "An International Trade and Investment Theory of the Firm," *Oxford Economic Papers*, No.28, July. T. Agmon = S. Hirsch, (1979), "Multinational Corporations and the Developing Economies: Potential Gains in a World of Imperfect Markets and Uncertainty," *Oxford Bulletin of Economics and Statistics*, No.41, November.

図1 対外直接投資決定プロセスのフローチャート



(出所) Rugman, Lecraw and Booth, (1985), *op. cit.*, p.130. (邦訳, 168頁)。

という“時系列パターン”が成立することを主張している⁴⁰⁾(図1参照)。これが、内部化理論の「選択問題」の内容である。

第二項 MNE 理論におけるライセンスの位置付け

前述の通り、内部化理論は、決してライセンスの選択を理論上において否定していない。しかし、図1のフローチャートを見る限り、ラグマンが実質的には「対外直接投資 (FDI)」を多国籍企業の最適な選択肢であると主張していることが理解されよう。なぜならば、ラグマンは、「ライセンス供与 (ライセンスング)」という選択が行われる場合を、次のように想定しているからである。

「受入れ国が MNE に対して FDI の利益を上回る規制をかけてくる場合のみ、MNE は受入れ国への参入方式としてライセンスに切り換えるであろう。規制によるコストが FDI の利益を下回れば、MNE は FDI に固執する⁴¹⁾。」

40) Rugman, Lecraw and Booth, (1985), *op.cit.*, pp.121-130. (邦訳, 158~171頁)。また、A. M. Rugman, (1980), *Multinationals in Canada : Theory, Performance and Economic Impact*, Boston: Martinus Nijhoff, も参照のこと。

41) Rugman, Lecraw and Booth, (1985), *op. cit.*, p.130. (邦訳, 170~171頁)。

つまり、ラグマンは、多国籍企業のライセンスリング選択について、あくまでFDIが受入国の規制によって妨げられるような、いわば“本意”なケースを想定しているのである。

そして、こうしたラグマンの主張を裏付ける調査結果が、テレジオ(P. Telesio)によって報告されている。テレジオは、多国籍企業による海外の非関連競争企業・少数持ち株合弁企業へのライセンスリング理由について調査し、その内容を以下の表にまとめている⁴²⁾(表5参照)。

テレジオの調査によると、ラグマンの指摘通り、ライセンスリング選択の理由として、「政府の強制的ライセンス要求」が挙げられている。「政府の強制的ライセンス要求」とは、市場参入を認める代償として、受入国が外国多国籍企業に対し、いわば“知識の消散”を強制していることにほかならない。そして、同表における90%という高い数値は、まさに前出のラグマンの仮説を裏付ける

表5 国際ライセンスリングの理由

ライセンスリングの理由	当該目的が重要であると答えた企業 (%)	回答企業数
1. 投資資金不足	55	46
2. 投資に必要な管理能力の欠如	36	39
3. 市場に関する知識不足	48	41
4. 利益を得ることができない程の市場の狭隘	73	45
5. 強力なライバルの存在による市場参入の困難	58	45
6. 投資を行なう上での政治的リスク	66	35
7. 政府の強制的ライセンス要求	90	42

(原資料) P. Telesio, (1979), *Technology Licensing and Multinational Enterprises*, Praeger, p. 38.

(出 所) 菰田文男『現代国際技術移転論の研究(上)』(山口経済研究叢書第21集) 山口大学経済学会, 1984年, 63頁, に筆者加筆修正。

42) P. Telesio, (1979), *Technology Licensing and Multinational Enterprises*, Praeger, pp.37-39, 菰田, 前掲書(上), 山口大学経済学会, 1984年, 63頁。

結果となっている⁴³⁾。

このように、テレビの調査によると、ラグマンの指摘通り、多国籍企業のライセンス選択は、FDIが選択できない場合の代替措置として理解すべきであると考えられる。しかし、この場合には、「知識の消散リスク」が発生することになる。よって、多国籍企業は様々なリスクを負うことによって、自らの保有する「知識」の「専有可能性の確保」を実現することはできないことになる。

「多国籍企業が採択可能な比較選択の議論において、もしライセンスをとった場合、企業特殊的優位性の消散リスクが生じることが認められている。なぜなら、ライセンス授与者は、多国籍企業の企業特殊的優位性についての情報を、外部へ再販売しようと思えばそれができるからである⁴⁴⁾。」

さらに、ラグマンは、再販売のリスクだけでなく、そのライセンスされた「知識」を利用して、当該企業が自らに競争を挑むリスクについても言及している⁴⁵⁾。つまり、ライセンスによって「知識の消散リスク」が現実のものとなった場合、ライセンス供与側である多国籍企業は、「専有可能性の確保」を実現できないだけでなく、自らが開発した「知識」によって自らのマーケット・シェアを奪われ、当該市場からの撤退を余儀なくされるというのである⁴⁶⁾。

こうしてラグマンは、「輸出ないしライセンスといった参入方法の選択は、企業特殊的優位の消散リスクがあるため、それは、多国籍企業を否定するものである」という究極的な結論を導き出すに至る⁴⁷⁾。

43) また、コルデ (E. J. Kolde) も「特許実施権を付与しない理由」の中で、同様に様々な規制の存在について触れている。E. J. Kolde, (1968), *International Business Enterprise*, Prentice-Hall, pp.283-284. (山田栄作・野村忠訳『多国籍企業の経営学』鹿島出版会, 1973年, 238~239頁)。

44) Rugman, (1981), *op. cit.*, p.53. (邦訳, 40頁)。

45) Rugman, Lecraw and Booth, (1985), *op. cit.*, p.122. (邦訳, 159頁)。

46) すなわち、「迂回発明 (invent around)」の誘発である。長岡貞男「知的財産権とイノベーション —最近の研究動向と今後の課題—」一橋大学イノベーション研究センター編『BUSINESS REVIEW』千倉書房, Vol.45, No. 1, JUN.1997, 91頁。

47) Rugman, (1981), *op. cit.*, p.27. (邦訳, 7頁)。

つまり、内部化理論の「選択問題」においても、実質的に多国籍企業にとって最適な参入方式は、FDIのみであるとして認識されているということである。そして、こうした理論展開は、内部化理論のみならず、ハイマーらの産業組織論アプローチによっても支持されている。なぜならば、MNE理論とは、従来の理論展開の中での「専有可能性の確保」という視角を内包している限り、ライセンスの効力を否定せざるを得ないからである。

確かに、ラグマンの指摘するライセンスは「参入方式」としての選択肢であり、FDI以降のライセンスの可能性についての明確な言及はない。しかし、FDIがライセンスによって発生する「知識の消散リスク」を回避するための選択であるならば、当然、その後の「知識」の取引に際しても、MNE理論は、完全所有子会社間による内部市場取引を支持するはずである。

事実、多くの多国籍企業が自らの保有する「知識」を秘匿・隠蔽し、「技術移転 (Technology Transfer)」という形によって、内部市場上での双方向的な取引活動を行っていることが確認されている⁴⁸⁾。しかし、多国籍企業が外部市場取引である特許戦略を、実際の「専有可能性の確保」の実現手段として使用していることも、また事実なのである。

では、何故にMNE理論ではライセンスが、すなわち特許戦略が「知識の消散リスク」を高める存在として、初めから結論付けられているのであろうか。それは特許権のMNE理論における位置付けの問題でもある。次節では、この点に関して詳しい考察を行うこととする。

(未完)

48) 「技術移転論」においては、厳密には関連企業への技術移転は「企業内技術移転」と呼ばれ、非関連企業への技術移転（つまり、ライセンス等）である「企業間技術移転」と区別される。菰田，前掲書（下），山口大学経済学会，1984年，73～75頁，菰田文男『国際技術移転の理論』有斐閣，1987年，113～115頁，参照。